

- 第 1 2 2 号 -



しろくまだより

- 温暖化で絶滅の危機『しろくま』を救え in やつしろし -

編集/発行 2026. 9. 16 八代市環境課 TEL33-4114

《今回の記事》

- ・【お願い】燃えるごみについて
- ・災害廃棄物と生活ごみの違いを知っておきましょう
- ・水質検査に関する補助制度について
- ・建物の解体・撤去について

これまでの「しろくまだより」は市ホームページでご覧いただけます

しろくまだより



サイト内検索に入力↑

二次元コードを読み取り↑



【お願い】燃えるごみについて

令和8年熊本地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

地震の影響で、エコエイトやつしろ内でのごみの焼却処理が追い付かず、ひっ迫した状況となっています。

各家庭から出される燃えるごみについては、当面の間、下記のご協力をお願いします。



- ・紙やプラスチック等、資源物として分別ができるものは、資源の日に出してください
- ・急ぎで出す必要がない燃えるごみ（生ごみ以外）は、少量ずつ分けて出してください

【お問合せ先】環境施設課 TEL34-2001

災害廃棄物と生活ごみの違いを知っておきましょう

災害が発生すると、日常の生活ごみとは異なる「災害廃棄物」が大量に発生します。これらを迅速かつ適切に処理するためには、「生活ごみ」との区別や、排出方法について理解することが大切です。

災害により災害廃棄物が大量に発生した場合、市は災害廃棄物仮置場を開設し、災害廃棄物と呼ばれる被災した家財などの受入を行います。

なお、災害廃棄物を仮置き場に持ち込まれる際には、必ず分別してお持ちください。また、今回の地震に関係しないごみ（便乗ごみや生ごみ）や産業廃棄物の持ち込みは固くお断りします。

一方、生活ごみは、普段通りの燃えるごみや資源ごみとしての排出になります。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



【お問合せ先】循環社会推進課 TEL34-1997

水質検査に関する補助制度について

市では、上水道等が未整備の区域において、一般家庭で飲用されている地下水等の水質を検査される方に対して費用の一部を補助しています。補助金の交付を受けるためには、水質検査を実施する前に、補助金の交付申請書を市に提出する必要があります。

○水質検査補助

- ・対象地域：上水道等（上水道及び簡易水道）の給水区域を除いた市内全域
- ・対象者：①一般家庭で地下水等を飲用している
②市税を滞納していない
- ・補助額：有害物質（ホウ素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、ヒ素、鉛、フッ素）の水質検査
上記有害物質1項目につき、1,000円
ただし、PFOS及びPF0Aについては、3万円を限度とし、補助対象経費の2分の1
- ・補助回数：1井戸につき年2回まで、PFOS及びPF0Aは年1回まで



【お問合せ先】環境課 TEL 33-4114

建物の解体・撤去について

被災した建物を解体する2つの方法があります。

①公費解体	②自費解体
市が解体撤去を行う ※早急に解体する必要がない場合は 公費解体の申請をしてください	市民が自ら事業者に自費で解体・撤去を依頼し、費用を市が償還（払い戻し） ※解体工事契約が令和8年7月28日～令和9年2月28日（予定）までに締結されたもの

○対象となる建物

- ・判定条件：全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の判定を受けた建物（個人、中小企業者が所有）
- ・住まい以外の建物：空き家・店舗などの公費解体は、別途、市が半壊以上か判定を行います。
- ・自費解体：り災証明書「半壊」以上が対象です。それ以外の場合は事前にご相談ください。
※被災の程度により費用が償還されないことがあります
- ・対象外：①塀、擁壁、樹木等 ②建物の一部解体

○申請方法（公費解体・自費解体とも）

【受付期間】令和8年9月28日（月）～令和9年3月31日（水）

【受付場所】循環社会推進課（エコイトやつしろ 2階）

【予約受付方法】Webまたは電話事前予約が必要



Web予約はこちらから↑



八代市ホームページ↑

【お問合せ先】循環社会推進課 TEL 37-7550

“広げよう！エコ8（エイト）行動”

＜環境行動4＞“資源物”はきちんと分別します。

- ☐ ごみは正しく分別し、資源として活かしましょう。
- ☐ ビニールの小袋や包み紙など、小さな資源も大切に分別しましょう。